

一般財団法人岩手県建築住宅センター確認検査業務手数料規程

(令和5年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人岩手県建築住宅センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)第34条の規定に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第15条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する建築物に関する確認の申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。ただし、特例とは建築基準法第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例をいう。

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	特例有 12,000円
	特例無 18,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	特例有 19,000円
	特例無 25,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	特例有 27,000円
	特例無 33,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	特例有 34,000円
	特例無 40,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	60,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	80,000円
2,000㎡を超えるもの	220,000円

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- 3 建築基準法第 56 条第 7 項の規定による特例の適用がある場合には、第 1 項の手数料の額に 6,000 円を加算した額とする。
- 4 既存不適格建築物に増築する場合は、第 1 項の手数料の額に 6,000 円を加算した額とする。

(昇降機及び工作物に関する確認の申請手数料)

第 3 条 業務規程第 15 条第 1 項第 4 号に規定する昇降機に関する確認の申請手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 昇降機を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) 1 基につき、15,000 円
 - (2) 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 1 基につき、8,000 円
- 2 業務規程第 15 条第 1 項第 5 号に規定する工作物に関する確認の申請手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 15,000 円
 - (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 8,000 円

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第 4 条 業務規程第 15 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する建築物に関する完了検査の申請手数料の額は、完了検査申請 1 件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30 m ² 以内のもの	特例有 20,000 円
	特例無 28,000 円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	特例有 25,000 円
	特例無 36,000 円
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	特例有 32,000 円
	特例無 46,000 円
200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	特例有 42,000 円
	特例無 60,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	70,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	90,000 円
2,000 m ² を超えるもの	200,000 円

- 2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算出し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の 2 分の 1 について算出する。
- 3 完了検査の結果、申請に係る工事の未完了等により、再検査等を行う場合の手数料は、第 8 条の規定によるものとする。（次条において同じ。）
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「省エネ法」という。）第 12 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の完了検査の申請手数料は、第 1 項の手数料の額に、棟ごとに次の表の額を加算する。

1 棟の床面積* ¹⁾	加算の額	
	センターから直前の適合判定 通知書等* ²⁾ を受けた建築物	センター以外の者から直前の適 合判定通知書等を受けた建築物
300 m ² を超え 500 m ² 以内 のもの	8,000 円	16,000 円

* 1) 床面積は、省エネ法施行令第 4 条第 1 項に定める床面積

* 2) 適合判定通知書等 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書

(昇降機及び工作物に関する完了検査の申請手数料)

第 5 条 業務規程第 15 条第 1 項第 4 号に規定する昇降機に関する完了検査の申請手数料の額は
1 基につき、25,000 円とする。

2 業務規程第 15 条第 1 項第 5 号に規定する工作物に関する完了検査の申請手数料の額は、
18,000 円とする。

(確認済証等の記載事項証明に関する手数料)

第 6 条 業務規程第 47 条第 1 項に規定する記載事項証明に係る手数料は、証明書 1 通につき
1,100 円とする。

(再交付手数料)

第 7 条 センターが交付した確認済証又は検査済証を再交付する場合の手数は、1 通につき
5,500 円とする。

第 8 条 第 2 条から前条までに規定する手数料の額は、理事長が必要と認めた場合は免除、減額
又は割増できるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。